

公表

事業所における自己評価結果 (保育所等訪問 職員)

事業所名		社会福祉法人 白鷹町社会福祉協議会 児童発達支援センターにこっと			公表日	令和8年 2月 15日
		チェック項目	はい	いいえ	工夫していると思う点・改善が必要だと 思われる点など	課題や改善すべき点
環境 体制・ 整備 運営	1	訪問支援に使用する場合の教具教材は適切であるか。	2	2	視覚的に示す方法の具体例やセンサーツール など、話題になった時にしぐに示せるような タブレット多写真を準備したい。	一人ひとりの支援が違ふことと訪問先の状況 で必要な物がと違ふため、不十分である。 特に教材は使用していない。
	2	利用希望者に対して、職員の配置数は適切であるか。	2	2		利用児童の多さ、または業務量の多さにより 今の体制では人員は足りていない。利用児童 の増加に伴って職員の増加が必要である。
業務 改善	3	業務改善を進めるためのPDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、 広く職員が参画しているか。	3	1		児童個別のケース会議に費やす時間が優先され、 業務改善に係る話し合いの場がなかなか 確保できない。
	4	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設け ており、その内容を業務改善につなげているか。	4	0	年1回の評価表により保護者より評価いた だき、運営や業務改善に活かしている。	
	5	従業員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善 につなげているか。	4	0		随時行う情報共有・検討に加え、ケース会議 は実施しているが足りないと感じる。
	6	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている か。	3	1		
	7	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で 研修を開催する機会が確保されているか。	4	0	所内研修、外部研修それぞれの研修機会が充 実しており、自らの資質向上につなげ ている。	
適切 な支 援の 提供	8	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者 のニーズや課題を客観的に分析した上で、保育所等訪問支援計画を 作成しているか。	4	0		
	9	保育所等訪問支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者 だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こども の最善の利益を考慮した検討が行われているか。	4	0		
	10	保育所等訪問支援計画を作成する際には、訪問先施設の担当者等と 連携し、訪問先施設や担任等の意向を盛り込んでいるか。	1	3		学校とは連携まだまだ難しいところがある。 保護者の意向で訪問させていただいて いるため、担任の先生の意向は入っていない。
	11	保育所等訪問支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行 われているか。	4	0		
	12	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォー マルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルな アセスメントを使用する等により確認しているか。	4	0		フォーマルなアセスメントに関しては、情報 が得られていない家庭もある。
	13	保育所等訪問支援計画には、保育所等訪問支援ガイドラインの「保 育所等訪問支援の具体的内容」も踏まえながら、具体的な支援内容 が設定されているか。	4	0		
	14	保育所等訪問支援計画が職員間で共有され、計画に沿った支援が行 われているか。	4	0		
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の 内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行ってい るか。	2	2		時間を確保することが難しい状況がある。
	16	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援 の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	3	1		できるときとできない時があるが、共有はし ている。
	17	保育所等訪問支援を実施する際、訪問先の理念や支援手法を尊重し て支援を行っているか。	4	0	訪問先の教育(保育)理念や方針を考慮して 訪問支援を行っている	訪問先の先生方との話し合いの時間が不足し ていると感じる。
	18	毎回の支援に関して、記録を取ることを徹底し、支援の検証・改善 に繋げているか。	3	1	児童の成長を確かに見取っていく上で記録が は不可欠であり、記録の管理はもちろん、検 証や支援改善にも確実につなげている。	
19	定期的に保護者や訪問先の意向の確認やモニタリングを行い、保 育所等訪問支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っ ているか。	4	0			

関係機関や保護者との連携	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	3	1		保育所等訪問支援事業としては、関係機関との会議に参加した実績はない。
	21	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	4	0	児童発達管理責任者を中心に関係機関との連携体制は確立されている。	
	22	就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	4	0	就学移行期の児童については、年間を通して主任を核として情報の共有、連携の充実に取り組んでいる。	
	23	質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等に助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。	4	0	療育センターからの適切な関わり方、支援方法の助言により業務改善に努めている。各種研修に積極的に参加し資質向上を図っている。	
	24	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか。	4	0		
	25	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。	4	0	LINE等を活用しながら共通理解が図られるよう努めている。	なかなかお会いできない保護者とのコミュニケーションの場の確保は課題である。
	26	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	4	0	当センター全体でさくらカフェを実施し、保護者が情報交換できる場や講演会等を開催している。	
保護者等への説明等	27	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	4	0		
	28	訪問先施設に対し、事業の趣旨や訪問支援の目的等について適切に説明を行っているか。	4	0		
	29	保育所等訪問支援計画を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	4	0		
	30	「保育所等訪問支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から保育所等訪問支援計画の同意を得ているか。	4	0		
	31	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか。	4	0		
	32	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。	4	0	さくらカフェや講演会に積極的に勧誘している。ワークショップなどはきょうだいの参加もあり支援している。	
	33	こどもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	4	0		
	34	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	3	1		
	35	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	4	0		
	36	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	4	0		
訪問先施設への説明等	37	訪問支援に加え、訪問先からの相談等に適切に応じる体制を整え、必要な助言や支援を行っているか。	4	0		
	38	保育所等訪問支援の実施後に、訪問先施設とカンファレンスを行っているか。	2	2		必要に応じて実施するよう配慮しているが、訪問先の先生方が忙しいという実態もあり、毎回実施することは難しい。
	39	保育所等訪問支援の実施後に、家族等へ適切に支援内容等の共有を行っているか。	4	0		カンファレンスを行っている訪問先施設もあるが、ほとんどできていない、あるいは不十分な状況である。
	40	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	4	0		
	41	訪問先施設からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、専門的な助言を行っているか。	2	2		

非常時等の対応	42	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	4	0		
	43	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	4	0		
	44	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	4	0		
	45	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	4	0	虐待防止をはじめ身体拘束適正化、感染症対策等に係る法的に義務付けられている研修を計画的に実施している。	
	46	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。	4	0	身体拘束の行使は虐待行為と重なる部分があり、慎重な判断が求められる。当センターでは原則行わないことを前提としている。	